

医療機関の管理者の皆様へ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行され、

**医療機関で働く
すべての人に適用**されます!!



Point
1

施行：2019年4月1日～ 中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、**2024年度から適用** されます。
適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。

Point
2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point
3

施行：2020年4月1日～ 中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。



「働き方」に関する詳細・お悩みは【各都道府県医療勤務環境改善支援センター】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

各労働基準監督署

労働時間相談・支援コーナー（以下、監督署名と電話番号）

長崎 095-846-6391（五島駐在事務所） 0959-72-2951
佐世保 0956-24-4161 江迎 0956-65-2141
島原 0957-62-5145 諫早 0957-26-3310
対馬 0920-52-0234

時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。

長崎労働局

【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】

雇用環境・均等室 電話 095-801-0050

【派遣労働者関係】

職業安定部需給調整事業室 電話 095-801-0045

正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。

医療勤務環境改善支援センターのご案内

医療機関の勤務環境改善を支援するため、全都道府県に専門家に相談できる医療勤務環境改善支援センターが設置されており支援を受けることができます。

健康で安心して働くことができる 快適な職場づくりを支援します

こんなお悩みありませんか？

勤務環境改善の成功事例を知りたい

- 職員のキャリアアップを図り、働きがいのある職場にしたい
- 仕事と子育て・介護の両立支援に取り組みたい
- 勤務間インターバルを導入したい
- コストの適正化、経営の効率化を図りたい
- 自院で使える補助金・助成金はないだろうか 等

相談先はこちら

長崎県医療勤務環境改善 支援センター

電話 095-895-2425

医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/iryo/httpswww-pref-nagasaki-jpbunruihukushi-hokeniryokinmukankyo/index.html>

お気軽にご相談ください